管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 枚岡樟風高等学校 | 管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、重複登録のまま承認されたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 旅行日 | 旅行命令 | 過払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和２年１月27日 | 令和２年１月23日 | 令和２年１月31日 | 780円 |
| Ｂ | 令和２年２月３日 | 令和２年２月８日 | 令和２年２月13日 | 600円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　過払いとなった旅費については、監査受検後に戻入手続を行い、返納済みである。　今後の対応策として、承認者による確認の徹底とともに、旅費担当者が、支出伺の際に、システムからデータを抽出し、エラーチェックすることでのダブルチェックを行う。　具体的には、抽出データを氏名、旅行開始日順にソートすることで、重複登録を判明しやすくした。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月１日から令和３年１月29日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 岸和田支援学校 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、当該行為を怠り、未精算となっているものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 |
| Ａ | 豊中市 | 令和元年９月27日 | （注）15,289円 | 令和元年10月25日 |

　 （注）旅費支給額の内訳　　 １　岸和田支援学校から豊中市（大阪国際空港）まで鉄道運賃1,060円　　 ２　豊中市（大阪国際空港）から岸和田支援学校まで借り上げバスの使用料14,229円（１人）　　 　　職員Ａは小学部６年の修学旅行の日帰り参加訪問生の引率のため、大阪国際空港で合流後、当該児童及び引率教職員と伴に借り上げバスに同乗し岸和田支　援学校へ帰校したものである。 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。【府立学校旅費事務の手引】（生徒を引率する団体旅行における旅費支給の注意点）③　生徒を引率する旅行等で、借り上げバスを利用した場合本来、借り上げバス等の使用料等については、旅費として支出するのではなく、使用料及び賃借料の費目で支出すべき経費です。しかしながら、教職員が修学旅行や校外学習等で生徒を引率して旅行する場合は、教育的見地と生徒の安全確保の観点から生徒と教職員が集団で旅行する必要があり、借り上げバスを利用することが多い状況にありますので、当該旅行の特殊性を考慮し、旅費として支出するものです。[対象となる経費]　・借り上げバスの使用料・上記借り上げバスに要する高速道路等通行料・　　　　　〃　　　　　　駐車場料金 | 　是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行った。　また、支出命令起案時に精算のチェック欄を設けることにより担当者の精算漏れをなくすとともに、精算の起案時において支出命令伺を併せて回付しダブルチェックすることにより、チェック機能を強化する。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 箕面支援学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが12件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 人数 | 精算日 |
| 大阪市此花区 | 令和元年７月24日～同月25日 | 50,000円 | 12人 | 令和２年４月23日 |

 | 検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 是正を求められた事項について、職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）